

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める要望意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押ししました。核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

平成30年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70カ国、批准国は21カ国に広がっています。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。

よって、国においては、こうした態度を直ちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月20日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】 内閣総理大臣、外務大臣